

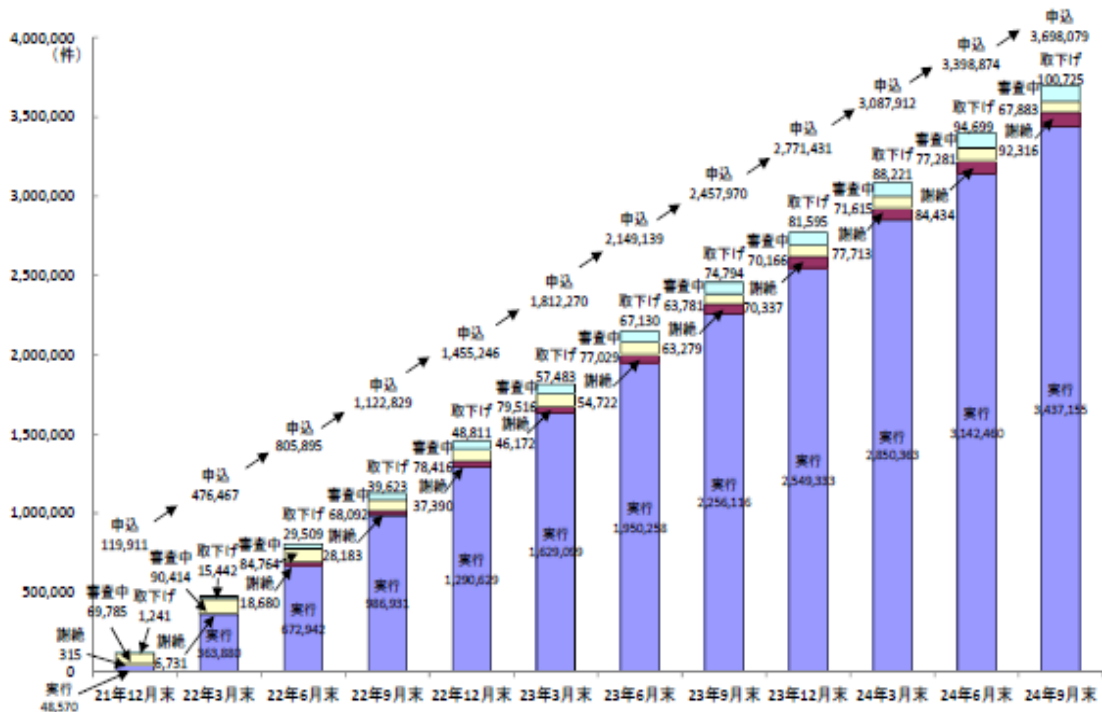
## 中小企業経営者のための金融円滑化法終了対策

平成 25 年 3 月をもって、いよいよ、金融円滑化法が終了します。金融円滑化法の終了により、金融機関の融資態度は激変し、かつての「貸し渋り」「貸し剥がし」が復活すると噂されています。本稿では、金融円滑化法が終了することによる会社経営への影響を分析するとともに、経営者の皆様が会社を守るための方策を解説します。

### 1 金融円滑化法とは？

一言で説明するならば「中小企業の資金繰りを支援するために、金融機関に対して、貸付の弁済の猶予（リスケジュール）に応じる努力義務を課した法律」です。リスケジュールに応じる義務は【努力】義務ではありましたが、実際には、金融機関は、申し込みを受けた会社に対し、90%以上の割合でリスケジュールに応じています。このような「申込みさえすればリスケジュールを受けられる」という状況は、確かに資金繰りのひっ迫した中小企業を救済する効果をもたらしました。

■図 各期末までの貸付条件変更の申込件数（累計）の推移



【出处】金融庁 HP 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（24 年 11 月 30 日付速報値）

## 2 リスケジュールの本来の目的を見失っていませんか？

金融円滑化法が金融機関にリスケジュールに応じる努力義務を課した本来の目的は、リスケジュールを受けた会社に対し、弁済の猶予を受けている期間中に経営改善に自主的に取り組むチャンスを与えることにありました。したがって、弁済が猶予されている期間が終了した暁には、収益力が向上していて、リスケジュール前よりも、弁済能力がアップしているということが期待されていたのです。

しかし、実際には、弁済の猶予期間中に中小企業が取り組むべきとされていた経営改善は遅々として進んでおらず、経営改善が成功してリスケジュールから復活した企業の割合はごく一部に限られているようです。

にもかかわらず、金融円滑化法が終了するととなると、いったい、会社経営に対して、どのような影響が生じるのでしょうか？

## 3 金融円滑化法が終了すると会社経営にどのような影響が生じるでしょうか？

### (1) 金融機関の融資態度は激変するでしょうか？

金融庁は平成 24 年 11 月 1 日付で金融担当大臣談話を発表しました。その中では「円滑化法の期限到来後も、貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないよう、引き続き（中略）金融機関に対し（中略）貸付条件の変更等（中略）に努めるよう促してまいります。」「全ての借り手に対して来年（筆者注：平成 25 年）3 月末までに何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。」と明記されています。したがって、金融円滑化法の終了により、金融機関の融資態度が激変し、かつての貸し渋り・貸し剥がしといった事態が再発するという懸念はさほどないものと思われれます。しかし、次のとおり、事態は決して安心できる状況ではありません。

### (2) 融資態度には何らの変化も生じないのでしょうか？

実は現時点でも、リスケジュールを受けた段階で、リスケジュールから復帰できるまでの間、金融機関は新規融資の扉を事実上閉ざしています。

さらに、金融円滑化法の終了後は、金融機関から取引継続の条件として、**担保**（不動産・定期預金・手形など）**の積み増し**や**保証人の追加**を要求されたりすることが予想されます。**売掛金や商品等の在庫までも担保として差し入れること**を要求される場合もあり得ます。

金融機関からこのような要求があった場合、応じてよいものなのでしょうか？

**実は、このような要請に漫然と応じてしまうと、後になって取り返しのつかない事態になる危険性が高いのです。**

**金融機関から取引継続の条件を提示されるなど、「金融機関の融資態度が変化したな」と異変を感じたときは要注意です。まずは事業再生に精通した専門家に相談し、今後の金融機関との取引のあり方をどうしていくべきか、じっくりと検討することをお勧めします。**

### (3) 経営改善に取り組まず、金融機関の要求に漫然と従っていると……

金融機関から経営改善の見込みがないと判断された場合には、リスケジュールの更新を拒絶されます。金融機関は、保証協会に代位弁済を請求したり、サービサー（債権回収会社）へ貸付債権を売却したりして、リスケジュールから復帰できなかった会社との取引を強制的に終了させます。

そして、保証協会やサービサーは、担保不動産の処分（競売）や保証人に対する保証債務の取り立てを行います。この段階まで来ると、会社の事業に不可欠な工場が競売に掛けられたり、社長の自宅が競売に掛けられたりして、事業継続どころの話ではなくなってしまう。

また、**売掛金や在庫を担保に入れてしまうと、事業活動によって生じる収益がすべて担保権者に吸い上げられてしまうため、民事再生手続をもってしても、事業の再生が困難となり、破産により事業を清算せざるを得なくなる可能性が格段に高まります。**

## 4 金融円滑化法終了に向けた準備はどうすればいいか？

### (1) 行き詰ってからの相談では遅すぎる！

「もっと早く相談してくれていれば、もっといい手も打てたんですよ」、我々のような事業再生の専門家は、切羽詰ってご相談にいらっしゃる経営者の方に対して、いつも、このような感想を持っています。

もちろん「来月の手形が落とせません」という段階であっても、事業継続の可能性は残されています。しかしこの段階に至ると、経営者の個人保証の問題については個人破産を行いすべての個人財産の抛出をせざるを得なくなったり、経営者の経営権維持の問題については代表権返上だけでなく経営への一切の関与ができなくなったり、従業員の雇用維持の問題については従業員の半数以上の大リストラを慣行せざるを得なくなったりといった、大変な痛手を受けざるを得なくなる可能性が非常に大きくなります。「破産しか取りようがありません」という事態すらありうるのです。

### (2) どの段階から相談すればいいですか？

「早すぎる」ということはありません。御社の財務とビジネスの状況を伺ったうえで、対策が必要か否かをアドバイスさせていただきますので、まずはお気軽にご相談ください。なお、「リスケジュールの更新期限が来るけれど、弁済条件を元に戻すと資金繰りが回っていかないの、リスケジュールの更新を金融機関に要請したい」という状況は要注意の1つの目安です。ぜひ、ご相談をいただきたいと思います。

既に述べたように、金融円滑化法の終了により、金融機関にはリスケジュールに応じる【法的な】努力義務が課せられなくなりました。金融担当大臣談話はあるものの、今後、金融機関はリスケジュールの更新に対して、これまでと比べ厳しい態度で臨んでくることも予想されます。それを乗り切ってリスケジュールの更新を勝ち取るためには、金融機関交渉に熟達した専門家のサポートが不可欠なのです。

### (3) どのようなサポートが受けられますか？

御社の経営状況を伺い、御社の経営改善に最適なサポートを行います。

金融機関にリスケジュールさえ更新してもらえれば当面の資金繰りに問題がないような経営状況であれば、リスケジュールの更新を金融機関に了承してもらうための経営改善計画の策定、金融機関とのリスケジュール交渉、経営改善計画の実行などをサポートさせていただくことになります。

一方、経常収支の赤字傾向が定着してしまっており、リスケジュールの更新を受けてもキャッシュアウトに歯止めがかからないような状況まで悪化してしまっている場合には、赤字部門の閉鎖による事業再構築（人員削減）、債務免除による財務再構築などまで踏み込んで行かなければ、事業を立ち直らせることができません。このような場合でも、数多くの事業再生の現場を経験してきた経験豊かな弁護士・公認会計士が、経営者、金融機関、株主その他御社を取り巻く利害関係者の利害関係を適切に調整し、御社に最適なソリューションを提供いたします。

（執筆者 弁護士・公認会計士 浅野 信介）

本稿に関するお問い合わせは、以下までお気軽にご連絡ください。

事業再生に精通した弁護士・公認会計士が、あらゆるご相談に丁寧にご対応いたします。